

十 文部省の仮名遣改定案を論ず

(大正十四年二月)

山田孝雄

『明星』(大正十四年二月号)及び『国学院雜誌』(同年二月号)のために書かれた文章に加筆し、大正十四年二月に小冊子として刊行されたもので、大正十三年二月に臨時国語調査会の発表した「仮名遣改定案」を批判したもの。その後の仮名遣い改定反対論に少なからぬ影響を与えた。山田孝雄(一八七三—一九五八)は国語学者で、東北帝国大学教授、神宮皇学館長。

新聞の報道する所によれば、大正十三年十二月二十四日文部省臨時国語調査会は文部大臣以下参列の上総会を開き、満場一致を以て国語及び字音の仮名遣の改定案を可決したりといふ。かくてその改定案なるものは二十五日以後の国民新聞によりて報道せられたり。今これに就きて熟読するに、吾人が学術上の立脚地より見ても国民の一員として見ても、遽に是認し得べきものにあらざるを以て、その理由を明かにして世論に訴へむと欲す。

第一 仮名遣改定の権能何処にあるか

余は先づこの仮名遣を改定する権能の何処に存するかを知

らむと欲す。

今吾人は新聞紙の報道によりて国語調査会がこの案を決議したるを知れり。然れどもこれが案たる以上実行の能力は何処に存するを知らず。然るにこの決議はただ国語調査会の意思表示たるに止まらずして、これを国民に実行せしむることを目的とせる由に新聞紙は報ぜり。果して然らばこの国語調査会は国民にその新に定めたる仮名遣の実行を強要する権能あるものなりや。

仮名遣の改定案は若し実行と否とを問はず、単に国語調査会が決議せしのみといふ事ならば、吾人がこれを大事件と思ひて論議することは聊か滑稽の感なきにあらず。然れども政府が巨額の国費を投じてさる遊戯に等しき事をなさしむべき筈もなく、委員諸公も亦さる無用の事に貴重の時間を費さるべき筈もなきなり。されば人ありてこの国語調査会の決議即ち国民に実行を義務として課するものなりといはむか。これ決して不条理の觀察にあらずして寧ろ当然の觀察なりとす。然れど今の国語調査会の官制を見るに「普通に使用する国語に関する事項を調査す」とありて、一種の調査機関に過ぎずして、国民に強要すべき事項の決定をなしうるか否かは疑はしきことなりとす。

抑も民族常用の文字の如きは官府の力、法令の力を以てして直ちにこれを改廃すべき性質のものにあらざるは明かなる

事実なり。文部省は仮名遣の改廃を数回企てて、しかも常に失敗せり。然るに拘らずこりずまになほこれを企つるものは抑も何の信ずる所あつてぞ。惟ふに本邦に漢字入りて後襲用久しくして、その繁に堪へずして仮名を案出せり。この仮名はその發明者を称せらるるもの一二伝へらるれども、これただ伝説たるに止まり、事實は民族の要求によりて徐々に完成せられたるものといふを妥当なりとす。かくの如く文字言語の如きは自然の推移に待つべきものにして、人力を以てしてはただその方針を示して邪路に陥るを防ぐに止まるべきものなり。しかるを一挙にして根本的に之を改めむとするが如きは、政治上の大革命に乗ずる場合の外には夢想するだに難しとする所なり。否、政治上の大革命に乗じてもなほ且その事を遂げ得べからざるは、かの秦始皇の暴挙の顛末を見ても思ひ半に過ぎむ。実に言語文字の改革の如きは非常に變態なる事情の存せざる限りは決して強制的に行ふべきことにあらず。若し強ひて平地に波瀾を起すが如き事をなして之を強制する事あらば、その反動はゆゆしき大事件として起るべきを十分に覚悟せざるべからず。

第二 改定の必要何処にあるか

仮名遣を改定する必要若しありとせば国語調査会はその必要なる理由を報告して十分に国民に知らしむべきものなり。

この報告の類統続として出で、国民がその必要を十分に感じ

て後にこそ其の改定の目的は自然に達せらるべきものなれ。然るにこれが報告は吾人未だそのありし事を知らず。その必要を感じざる国民に如何に改定を強要すとも、そは勞して効なきものといふべきなり。然るに新聞上に同会の要路の言として仮名遣の改定の必要なる事は既定の事実にして今や実行の時期に入れりといふやうの言あるを見たり。然れどもその新聞の報道は信ずべからぬものと思はる。何となれば、仮名遣改定の必要は既定の事実として国家はた国民の公認を経たりといふ事あらざればなり。

抑も文部省が明治維新以後遵守し来りし仮名遣の改廃に着手せしは明治三十三年小学校令施行規則制定の際にその附表第二号に於いて字音に棒引を用ゐたるにはじまるものにして、これが実施の結果かへって学校に於ける仮名遣の混乱を惹き起したるによりて、その弊を矯めむと称して国語の仮名遣をも同時に改めむとの意志を以て、明治三十八年に至りて一の案を製して国語調査委員会と高等教育会議とに諮問せしがその案は今の改定案と大同少異のものなりしが、朝野の反対に遇ひ、終には帝国議會の問題とまでなりしものなり。かくて明治四十一年に至り、文部省は窮余の一策として別に仮名遣調査委員会といふを設け、新に折衷案を作りてこれに諮問せしが委員会を開くこと五回にして大勢文部省に非なりと見てか、その案を撤回し、ついで委員会も廃止せられたる

ものなり。これより後かくの如き仮名遣の改定が再び起るべしとは予期せられし事にはあらず。然るに今にして改定の必要は既定の事なりといふを得べきか。吾人はかくの如き事は道路の風説にして当路者の言にはあらざるべしと認むるものなり。

若し、又この改定の必要が国語調査会に於いて既定の事となりてあるものならば、同会は既に今日までにその必要なる理由を国民に報告せざるべからざりしものなり。この事の順序を踐まずして今急遽としてこの案を決せるものは何の故ぞや。

仮名遣改定の必要を説かむと欲するものは、先づそれぞれ学理上歴史上の調査を経たる報告を公表してその理由を国民に知らしむるを要する事は既に述べたる所なり。この調査報告は僅僅一字一語の改廃に於いても必ず之を要するものなり。かくの如き調査を経、かくの如き公認を経て後、その改廃は決定的のものとなるべきものなり。而して仮にその改革は決定的に必要とせらるるとしても、その実行は徐徐にせらるべきものにして、非常に多き事項を一挙にして改革するが如きは非常に慎重の態度をとらざるべからざるものなり。況んやその改廃が単に文字の置換たるに止まらず、言語の諸現象に影響するが如きことは、前後左右一切の場合を十分に考究してその処置を妥当ならしめて、後徐に決すべきこととなる

をや。抑も文字言語の改革の如きは一種の社会革命たるものにして、その措置はくれぐれも慎重に考慮すべく、決して軽率に実行すべからざる重大事件なりとす。

吾人は今回の改定案を見るに先だちて、これに対して十分の調査の行はれたる事の何等吾人国民に公示せられたるものあるを知らず。而して今や国語及び字音の殆ど全般に亘りて根本的に改革を施さむとするにあらずや。かくの如き大規模の改革を遽然として一挙に行はむとするが如きはこれ一種のクウ・デターにあらずや。吾人はかくの如きクウ・デターを行ひてまでも改革を施すべき必要の存するを知らざるのみならず。かかるクウ・デターを行はざるべからざるまでに切迫せる事情あることをも全く知らざるなり。

今ここに論議の必要上仮りに数歩を譲りて、これが必要あるものとせむ。しかもその必要の理由は当局の示す所とならず。然れどもかつて文部省が改革を企てし時、その改革に賛成せしものの言論を概括するに、

- 一、仮名遣はむづかしきによりて改めむとする説
- 二、仮名遣は行はれざるが故に改めむとする説
- 三、仮名遣を正しきものとするは迷へるなりとする説
- 四、言語に変遷あるによりその変遷に伴ひて改めむとする説

説

の四点に歸したりしが如し。今これにつきて意見を述べむ。

仮名遣はむづかしきものなりといふ説は元來仮名遣改革論者の唯一の論拠とせしものなり。されどこの説は迷へるものなり。かくの如き論は全く感情論にして何等の根拠あるにあらざるなり。字音仮名遣の如きはむづかしといはば或はいはるべきが、これとても一定の条理をたどりて進めばさほどむづかしき問題にはあらず。されどそは姑く措き、國語の仮名遣の如きは決してむづかしきものにあらぬは明かなり。すべて最初よりこれを無視する破壊論者にはその反対の対象は何等かの批難を附せらるべきは当然なるを以て、これらに対してその可否を問ふは無益なり。公平に考へてわが國語の仮名遣は諸外國語の綴字に比して決してむづかしきものならざるのみならず、英語の綴字などに比ぶれば信に易易たるものなりとす。然るにこれをむづかしといふは要するにこれを用ゐむと欲せざるもの言のみ。若しその人にして信によくこれを知らむと欲せば、一週間にして國語仮名遣を記憶せしむることを得るは吾人多年の経験に徴して明かなり。若し又それが仮りに難儀なりとすと、一國の言語文字をただ難儀なりとして放棄するが如きは國民として断じてあるまじき態度なり。かくてこの難儀なるによりて改廃せむとする論は成立せざること明かなるに至り、思慮ある改革論者は次の論旨を案出せり。

第二に出でたる改革論は従來の仮名遣は行はれざるが故に

改めむとする説なり。この論者の仮名遣の行はれてあらずといふ説は事實を証ふるものなり。即ち次の如き諸点は現に行はれてあるなり。

- 一、ゐど(井) ゐのしし(猪) まゐる(參) ある(居)
- 二、すゑ(末)等
- 三、をか(岡) をけ(桶) うを(魚) あをい(青)をしい(惜)
- 四、ふぢ(藤)等
- 五、みづ(水)等
- 六、けふ(今日) きのふ(昨日)
- 七、ハ行四段活用動詞の活用の「は、ひ、ふ、へ」
- 八、形容詞の連用形の音便の「う」
- 九、四段活用動詞及び「ある」の未然形に「う」をつけたるもの

この九項にあげたるものは多少の教育ある人ならば十中の八九は誤らざるものなり。この事實は虚心平氣にして世人の記述せる文章を観察せば、直に首肯せらるべき明白の事項なり。而してこれらは國語調査会の國語仮名遣の改定案の要部を占むるものなり。吾人はこれらが、行はれてあらずとは決して認むる能はざるなり。かくてこれらの事項以外の仮名遣は實際上世人に誤用せられ易きは事實なること吾人これを否認せず。されどこの改革論者はこれらの語が何の故に誤ら

るかの理由を真面目に考へたりや否や。惟ふにこれらのものを世人が往往誤るに至れるものは蓋し二の原因ありてこれを起すによるものなるべし。一は世の輕薄者流が、外国語といへば一字一句もこれに誤あらむをおそれ、戦戦兢兢たるに反し、国語を尊重することを一種の恥辱の如くに考へ、細事に拘泥せざるを大人物の態度なりなど唱ふる弊風あるによりてこれを尊重するを憚らしむるものあるなり。一は仮名と漢字と混用するが爲にして、この事寧ろ大なる原因なるべし。主要なる語に漢字を用ゐて其の意の通ずる如き現代の文章にありては、それらの漢字に相当する語に仮名を用ゐずとも略ぼ用の達せらるるは、これ現実の一大事実なり。この事相の改められざる限り、それら漢字に相当する仮名は如何様に改められたりとも、行はれずとせば、やはり行はれざるべし。而してそれら漢字に隠れざる語の仮名遣は前述の如く国民的に生動せる事実を何人が否認しうべき。仮名遣のむづかしといはるるも、かく漢字に隠るる部分をば多くの人が無意識の態度を以て接せるに、遽にこれを正しく仮名にて書けと迫らるるが故に狼狽するのみ。然れどもこの理由を以て仮名遣を改めむとするが如きは全く無意義の事に属せずや。何となればかくの如く改めたりとも、その漢字を用ゐる限り同じ仮名遣は実地の用をなすことなければなり。同じく実地に用ゐられずとせば、改むるも改めざるも同じく不要なれば帰する所は

一にしてその改定は徒勞なるのみ。否、徒勞といはむよりも無用の勞を国民に強ひて二重の負担をなさしむるのみならず、国語は混乱を起し、とるべき所は一も存せざるに至らむとす。この故に現代の文章に於いて仮名遣のある部分が正しく行はれざることありとも、それはこれが改廢の理由にはならぬことなり。況んや凡そ正しき事は若し行はれずとせば、よくこれを行はるるやうに努力するをこそ學者識者の任とすれ。少数の語に誤をなすを理由とし他の大多数の正しきものを改むべしとする理由何処に存するか。これ全くとるべからぬ論なりとす。ここに於いてそれらの論者のうちには方向をかへて従来の仮名遣は必ずしも正しきものにあらざるとする論を生じたり。

従来の仮名遣といふものは古来の国語學者が多年の研究を経て考定せし結果にして學術上正しと認められたるものなり。勿論多少未決の問題残れりといへども、それが爲に他を正しきものにあらずとすることは論理上成立すべきにあらざ。この故にこれを不正のものなりといふが如きは言語道斷の事にして、畢竟爲めにする所あるもの之の妄言なり。この仮名遣は契沖以来幾多の學者の古語古書に標準を求めて正したるものにして、これを定家仮名遣の如き独断的のものと同一視せむとするが如きは誣妄の甚しきものなりとす。而してこれらの論者は文字は表音的にすべきものなりと稱して、従来

の仮名遣をば歴史的仮名遣などいふ新名称を以てこれと呼び、暗にこれが過去の廢物なるかの如く世人に思はしめたる疑なきにあらず。されど、文字にしても言語にしてもそれが文化の存する民族に伝はれる限り歴史的ならぬものありや。かくの如きは言語文字の社会的歴史的に尊重すべき所以を忘れたるものの放言にすぎず。されども仮名遣にかかる名称を与ふる人といへども、これを以て不正なりなど放言しうべき筈は寸毫も存せず。ここに於いて論者は一転して次の説を生ぜり。

この論者はいはく言語には變遷あり。仮名遣はこの變遷に伴ひて改めらるべきものにして、仮名遣の改定の必要ここに存すといふものこれなり。仮名遣改定論の最も理由あるさまに見ゆるはただこの一なるのみ。然れども吾人はこの論に無條件に賛同し得ざる道理あり。次にこれを論ぜむとす。

第三 改定の目的如何

言語に變遷あるは何人も否定すべからぬ明白の事実なり。而してこの變遷には言語の内容即ち意義の變遷と外形即ち声音の變遷との二因子あるは明かなり。而してその變遷の仮名遣と交渉を生ずる点は外形即ち声音の變遷に存するはこれ亦明白の事なりとす。この故に言語に變遷あるを以てその變遷に伴ひて、その仮名遣を改めむと欲すといふ論はこれ一往の道理ありて改定論中根柢のある唯一の論なりとす。然れども

この論者の所論は如何にして實現せらるべきか。

これらの論者の言論を総括するに、いづれもその目的を文字と発音との一致に置くものの如し。この事いふが如くに行はるべきものならばそれ或は可ならむ。しかもその可否を論ずる前に先づ顧みるべき二三の要点あり。

第一、文字は社会的歴史的の産物なり。この故にこれが根柢には国民の精神的生活の或物が附着してあることを忘るべからず。これ文字の改廢が破れ草鞋を棄つるが如きものにあらざる第一の事情なり。而してこの国民の精神的生活の或物は頗る根深き勢力を有するものにして、文字改革の言ふに易くして行はれざる所以實にここに存す。文字がかく社会的歴史的の産物にして国民の精神生活と深き關係ある事を顧みざる人人は、文字の革新を一挙手一投足の勞の如くに思惟するが如しといへども、その事を実行せむとするに及びて、意外の反動に逢ひてはじめてその根強き勢力に驚くべし。これ文字の改革が一種の社会革命なりといはるる所以にして、強ひてこれを企つるに至らば非常の事件を生ずるに至らむも知られず。この故にこれらの改革は理論上可なりとすとも、これが実行は徐徐にせざるべからざるなり。

第二、文字は固形的なものなり。しかるに声音は流動的のものにして、極端にいへば、時時刻刻變化するものといふを得るものなり。文字は固形的なるが故に一旦之を用ゐれば、

その時よりして形を改むること無し。今某の時に某の語を某の文字を用ゐて記すとせよ。その当時はその音とその文字と全く同一なりとすとも、時を経るにしたがひて声音は變遷し、終にはもとの形といたく異なる相を呈するに至らむ。しかも文字は依然として形を變ずること能はず。ここに於いて某の語に与へられたる文字とその語をあらはす声音とは或時期を経れば多少の差異を來すべきはこれ自然の事情なり。かくて文字は一旦これを用ゐればこれを改めむことは容易の事にあらず。この變遷止まざる声音を写すにこの固形的の文字を以てするものなれば、これ如何にしても多少の矛盾衝突の生ずべきは永久に避くべからざる所なりとす。

第三、以上の如くなれば、言文一致という事は実用上の文字を用ゐる限り永久に実現し得られざるなり。この故に言文の不一致はこれ永久的の事実にして、何人がか非常の英断を以てこれが一致を企て一時これを為果せたりとすとも、その翌日よりして早くも不一致の方途に進むものなることを忘るべからず。かくの如き事實は専門の學術を學ばむまでもなく、常識のよく知る所にあらずや。仮名遣改定論者はかかる明白なる事を知らざるべきにあらねば、その改革といふも、ただ部分的のものに止まるべきものを、恰も純然たる発音通りの仮名遣なるものが新に制定せらるべき如くに論ずるは、不用意の間に起りし事なるべけれども、人をして迷はしむる

責は論者自ら之を負はざるべからず。

第四、この故に真に絶対的に言文の一致を望まむとせば、従來用ゐられたる文字を顧みることなくして、ただ抽象的に某の声音に某の記号を用ゐるといふ如き機械的記号を案出し、これを言語の記号とすることなく、単なる声音の記号としてのみ用ゐるより外に方法なきものなり。かくの如き機械的記号の標本は即ちかの声音學に用ゐる記号にして、これらはその言語の如何を問はず。ただ声音の種種の相を標準として記載する主義をとれるものなり。かくの如きに至らば、これ即ち世界共通の声音記号といふべきものなり。されどかくの如き記号は果して通常人の日常用ゐる得る所なりや。

第五、以上の如き主義を以て進まば、その発音の記号は吾人の現時用ゐるが如き少数のものに止まらざるべきは予想し難からず。かの声音學的記号を見て思半に過ぐべし。かの記号の如きはよく人の声音の委曲を写し出しうべしといへども、もとこれ學術の研究上繁雜を厭はず、正確と精密とを目的として定めたるものなれば、実用上の文字にあらず。而してその聲音學的記号の如き繁雜なるものは決して普通人日常の用として堪へ得るものにあらず。さらば実用上の文字を以てよく聲音を如実に写し出し得るかといふに、これ亦一層繁雜にして、不正確の度は甚しきものあらむ。而してこれ亦常人の堪へ得る所にあらず。かの聲音學的記号はもと聲音學者

が研究の方便として案出せしまでのものにして、世人の常用文字にかへむとは彼等の予期せる所にあらざるなり。

第六、この故に世人日常の文字は古來決して声音を嚴密に代表せるものにあらざるは明かなり。然らば日常文字と声音との交渉は實際如何なる状態にありやといふに、たとへばこれを母音にていはむに、通常ア、イ、ウ、エ、オの五の母音ありといふ。されど、これ実は世俗の見解にして嚴密に學術的にいへば開口の「ア」より合口の「ウ」に至るまでには多数の母音の遷移は存するなり。この事は西洋にては声音學者の實証する所にして、わが国の母音にもかかる現象の存するを疑ふべからず。ただわが聲音學は未だ幼稚にしてこれは學術上に立証すること能はざるのみ。かくてこの多数の母音中よりその代表的の型をとつてア、イ、ウ、エ、オとしたるのみ。されば實際「ア」と書ける音にも「オ」に近きも「エ」に近きもあるべきはもとよりなり。その他の諸の仮名またかくの如し。かくの如きものなれば仮名を以て表音的に記すといふともそはただ比較的の事にして、これを以て絶對的に表音的なりと主張するを得るが如きものは一も存せずといふべし。

以上述べたる所を概括すれば、文字はこれを改革すること容易の事業にあらざると共に、言文の一致といふことはいふべくして實は行はるるものにあらざるなりといふに歸す。然らば仮名遣は全く改めざるを可とするかといふに、必ずしも

然らず。その改革にして真に止むべからざる事情によるものならば、これを行ふには國語の本性に基づきてこれを害せず、國語の法則に依つてこれに戻らず、國語の歴史に照してこれに基づき社會の慣習を顧みてこれを調節し、而して後國民の公認を経、その後徐徐に行はるべきものなりとす。勿論これが為には正確にして親切なる調査を施して十分に社會の容認を経ざるべからざるものなり。

吾人は以上の前提を以てして、今の仮名遣改定案を觀察し、その果して賛すべきか否かを次々に縷述せむと欲す。

第四 現代の文章に於ける仮名遣の實狀

余はここに仮名遣が真に改定せざるべからざる事情に迫まれてありや否やの問題を、現代の文章に照して觀察せむ。

仮名遣改定案の凡例によれば、それは現代文の口語なるにも文語なるにも適用する由聲明せり。現代文といふ以上、上は詔勅法令より下は市井の地口駄洒落に至るまでを包含するものなるべきが、所謂文語の文章をこの案の如き仮名遣を以てせば、恰も仏頭に糞するが如き醜狀を呈すべきは明かにして、その事の行はれざるはいふまでもなければ、これは事実に論ずるまでもなきこととして論外にさしおかむ。

現代の文章の一体として口語体と稱せらるるものあり。これは口語体といはるるものの、純粹なる口語の記述にあらず。これが文語と異なる点は「なり」を「である」、「だ」、「で

あります」の如き語に代ふると、用語の活用を口語の活用の形にせるとの二点を主たるものとして、その他は文語と大差なきのみならず、口語には全く用ゐぬ副詞用言等をもただ口語の形式として盛んに用ゐぬものなりとす。されどこれらの文章の体裁は吾人の今の論の目的にあらず。

今以上の如き現代の諸の文章を通観して、仮名遣の真に必要として用ゐらるる点をあぐれば、要するに殆ど古来「てにをは」と称せられたる範圍に止まれり。なほこれが大綱をあぐれば、

一、助詞「が、に、を、へ、と、より、だに、さへ、ば、ども、は、も、等」

二、用言の活用及び世の所謂動詞

三、接辞(接頭辞接尾辞)

等を主たるものとす。而して

一、体言

二、用言の語幹

三、副詞の類

は大体漢字を用ゐてあるものなり。されば現代文の實際に於いて仮名遣の難問となるべきものは殆ど一も存せざるは明かなり。なほ上の仮名にてかけるものうちに於いて仮名遣の問題たるべきものをあぐれば次の如し。

一、助詞(四)を。へ。さへ。は。

二、用言の活用

四段活用

ハ行四段の活用 逢は。ひ。ふ。へ。

ヤ行ワ行等に四段活用なければ、紛るべき虞なし。

上一段活用

ハ行上一段の活用 生ひる。強ひる。誣ひる。

ヤ行上一段の活用 射る。鏝る。老いる。報いる。

悔いる

ワ行上一段の活用 居る。率ゐる。用ゐる。

普通用ゐるは上の数語にすぎず。

下一段活用

ア行下一段の活用 得る。の一語のみ

ハ行下一段の活用 逃へる。抑へる。の類

ヤ行下一段の活用 覚える。消える。の類

ワ行下一段の活用 飢ゑる。植ゑる。据ゑる。の三

語のみ。

以上ハ行ヤ行の下一段活用が多少紛れ易き点あるのみなり。これとても文語に照せばハ行の方は「フ、へ」と活用し、ヤ行の方は「ユ、エ」と活用するによりて発音の差あるによりて紛ること無し。若し又これを機械的に覚ゆるにしてもヤ行の語二十三四を覚ゆれば足れり。

以上の外には漢字交り文を用ゐる限り紛はしき仮名遣は甚だ少しといふべし。而して世人はかくの如き程度にて紛はしき事も無くして現代の文章を草しうるなり。上述の数条の仮名遣の如きをむづかしといはば、天下にむづかしからぬもの一も存せずといふべし。

以上論ずる所によりて、現代の文章に於いて仮名遣が實際に如何に用ゐられてあるかを知るべし。この故に現代の文章に於いて仮名遣を改定せざるべからざる切迫せる事情ありといふことは吾人の信ずる能はざる所なりとす。

教育上の實際問題につきて考ふる場合にも上述の事實は十分に考慮せらるべきことなりとす。日常の必要な仮名遣に全力を注ぎて教へても彼等生徒は學術上の問題として記憶するに止まり、日常の實用に供せざれば自然にこれを忘れこれを等閑に附するもまた阻止すべからぬ事實なるべし。

この故に仮名遣の勵行主義と漢字交り文とは相容れざる点あるをさとるべし。したがつて、漢字を全廢して仮名を専用すとせば、ここに仮名遣は必然國語の記載に關する当面の問題となるべきものなり。この故に今文部省が文章の記載を現状のまま漢字交り文として存続するものとせば、この仮名遣改定案の過半はやはり何れにてもよき事にして、結局、上の助詞用言の活用の記載のみを改むる結果となるにすぎざるべし。

かく論じ来れば、今遽にかく仮名遣を改定することは漢字全廢を予想するものと判せざるべからず。若し果して然りとせば、これ仮名遣改定よりも更に重大なる事件として国民全般の慎重なる考慮を経ざるべからざるものなりと考ふ。吾人は勿論國語調査会が漢字全廢の予備事件としてこの仮名遣改定を企てたるものなりと認むるものにはあらざれど、現代の文章に於ける仮名遣の實状より推論すればかくいはざるを得ざるに至らしむ。若し又然らずとせば、徒らに平地に波瀾を強ひて起すが如き疑は起らざるを得ざるなり。

以上現在の實状よりして仮名遣の改定に迫られてあらぬことを察知すべし。されど吾人はこれを以て直ちにこの改定案に最後の斷案を下すべからず。茲に方向をあらためてこの案に如何なる條理あるかを檢せむとす。

第五 改定案に一定の標準ありや

今の仮名遣案は何を標準として立案又議決せられたるものなるか。その凡例を見るに大体東京語の発音によりたりといへり。されば、かの改革論者の所謂表音的仮名遣と唱ふるものなるべし。この故にそれらの實例を見るに「あおい」、「みよ」などの如く古來かつて見ざりし新形式を案出せり。これ即ちこれらの仮名を以て音のままに書きあらはしたりとする所なるべし。果して然らば、これがうちに助詞の「は」、「へ」、「を」の三のみに古來の仮名遣を保存する理由如何。これ表音

主義を是なりと認めて古来前例なき新用法を案出せる国語調査会が、この三字のみに正しき仮名遣を保存せるはその表音主義を破るものにあらずして何ぞや。更に又顧るに、助詞のうち「は」、「へ」、「を」の三語を改めずして「さへ」は「さえ」とせる理由如何。助詞はすべて改めずとならば、なお多少の条理は存すと認むべきが、一を改めて三を改めざる理由如何。吾人は其の根拠の奈辺に存するかを想像する能はざるなり。

これを以て察するに、この改定案には一貫の標準なきものなりといふべし。この故に、吾人は更に方向を転じて、その個個につきてその改革が合理的なりや否を討尋せざるべからざるなり。

第六 「ゐ」「ゑ」の廃棄

この改定案を見るに「ゐ」、「ゑ」の仮名は廃棄せられたるなり。世人は果してこれを是認するか如何。吾人かくいはば、国語調査会は或はこれらの仮名は廃棄せるにあらず、使用せざるなりといはむ。然れども一時使用せずといふならば、廃棄とは異なりといふを得べけむかなれど、永久に使用せぬことを称して廃棄といふ以上、国語調査会がこの二字を廃棄せるにあらずして何ぞ。

抑もこの二字を廃棄する理由何処に存するか。国語調査会は或は使用せられざるが故にといはむ。されど

ゐ(井) まゐる(参) ゐる(居) すゑ(末)

の如きは現代人の使用してこれを誤るもの甚だ稀れなるは極めて明白なる事実なり。使用せられざるが故に廃棄すといふ論は成立すべきにはあらず。

次には「ゐ」、「ゑ」の二音は発音上「い」、「え」となれりといふ論あらむ。如何にも国語調査会の例示せる如きにはその如くに発音すといふを得む。されどこの文字のあらはす発音は国民間には存在せるものなり。これは少しく声音学の智識を有するものならば、誰にも心づかるべきことなり。粗雑なる世俗的の智識を以て俗人にこの音の有無を問ひ、彼れらが無しと答へたりとて、直に無しとするが如きは大早計の事なりといふべし。真に国語を発音通りに記述せむと欲し、又それによりて仮名遣を定めむとならば、あらゆる声音を厳密に科学的に調査し、それらの有無変化等を十分に明らかにせざるものにあらずや。かつて国語調査委員会の調製せし声音分布図の如きは根本的の調査を経たる資料にあらぬことは今更いふまでもなきところなりとす。この故に今急にこれを廃止するが如きは学術上大早計の事に属す。他日「ゐ」、「ゑ」の音の国民的に存することの確証せらるるに至らば今の国語調査会は如何にしてこれに処せむとするか。

かくて又「ゐ」「ゑ」の廃棄よりして五十音図と伊呂波歌とは当然廃棄せらるるに至らむ。国民は果してこれを容認すべきか。今伊呂波歌は姑く措き五十音図の如きは国語の組織を説

明せむが為に案出せられしものにしてこれによりて国語の理法に幾許の便宜を与へたりや量り知るべからず。然るに、これらの論者は多くは五十音図の如きは旧時代の遺物と貶して學術上何等の価値なきものの如くいへるもの多し。然るに今の改定案にア列、イ列、ウ列、エ列、オ列の名称を用ゐるはこれ何ぞや。これらは実に五十音図によりて起れる名称にして、五十音図を離れては意義をなさざる語なるにあらずや。一方に五十音図を破りながら、一方にそれによりてのみ認めらるべき術語を用ゐることその矛盾撞着も亦甚しといふべきにあらずや。

第七 「ぢ」「づ」の廃棄

この改定案には「ぢ」、「づ」を廃止せり。従来文部省より発案せる仮名遣案にはこの「ぢ」、「づ」の廃止を主張しつつも多少の除外例を設けたり。然るにこの度の改定案には絶対的に廃止せるなり。この点は如何なる理由によれるかを知らずといへども、蓋し、これを使用するものなしとするか、若くはこれが文字に相当する発音無しといふ見解に基づくかの二者のうちなるべし。今この事につきて論ぜむ。

先づこの「ぢ」、「づ」の文字は現代人に略ぼ誤なく使用せられてあり、即ち

ふぢ(藤)	わらぢ(草鞋)	はぢ(恥)
うづら(鶉)	みづ(水)	めづらしい(珍)

まづ(先)

等の如きは殆んど何人も誤らずといふべし。ただ時として「ぢ」「づ」の仮名を誤るものは極めて用ゐること稀なる語、たとへば「よぢる」(口語に用ゐることなき単語なり)の如きもののみなり。この故に現代人に誤用せらるるといふは事實を顧みぬか、若くは知りても殊更に知らざるまねする人の言なりとす。

次にこの二字に相当する音なしといふ論につきては深く考へざるべからざる点あり。「ぢ」、「づ」の二音が、土佐国及び九州のある地方に存することは世人の熟知する所なれば、この音の現代の国語に存せずとは學者たるもの一人もいふもの無し。されども吾人はこの事實を以て直ちにこれが廃止に反対するものにあらず。吾人が反対を主張するは次の二の事項によるなり。

第一、九州の「ぢ」、「づ」は吾人これを知らねど、土佐に存する「ぢ」、「づ」は實際に聞くに単なる「ぢ」、「づ」の濁音にあらずして、寧ろ羅馬字にて、*di, du* と書くものに近き(全く同じといはず)ものなるを吾人は知れり。かくて「ぢ」、「づ」の濁音なるものは思ふに決して現在の国語には全く亡びずして人人の「じ」、「ず」なりと思へるうちに存することは疑ふべからず。すべて人の存すとせるものを否定せむものはそれが非存在を証明せざるべからず。これを精査せずして世人が

「じ」、「ず」と書くが故にこの区別なしとするが如きは學術を以て世に立つものの言にあらざるべし。前の國語調査委員会の音韻分布図の如きは聲音学の心得なきものが、問ひに誘はれて答へたるまでのものにして、精密なる研究を経て答へたるものにあらざることは、地方の當時の応答者の実情を知れる吾人の明言するに躊躇せざる所なり。真に學術上これが存在を否定せむ人は聲音學上の理法によりてこれを精査し、而してその非存在を證明せざるべからず。この討究を施さずして直ちにこれを廢棄するが如きは大早計に屬す。

第二には國語には連濁といふ現象あり。連濁といふはもと濁音ならぬものが、語を組合するとき上の語の尾音との連続によりて下の語の首音が臨時に濁音となる現象をいふなり。而してその連濁は真に一時の現象にして、その語は國民の意識内に活発に生動するものにして、その組合せを解くときには濁音より清音に復歸するものなり。これ國語操縦上の一現象たるなり。然るにここに「ぢ」、「づ」を全く廢して必ず「じ」、「ず」を用ゐるとせよ。その連濁音の「ぢ」、「づ」は必ず「じ」、「ず」とせざるべからず。かくしてなれる語はその組合せを解く時に必然的に「し」、「す」とならざるべからず。これ復歸にあらずして音の轉換なり。かくてもとの「つゑ」が「すゑ」となり、もとの「ちり」が「しり」とならざるべからざるの奇觀を呈せむ。かくの如きは學理上あり得べき事にあらず

るのみならず、國民の堪へざる所の压制なり。

今古語雅言など稱せらるる範圍の語を除き、又全く成熟したる語中の「ぢ」、「づ」を除外し、國民が現に日常用ゐる語につきて連濁の現象を起すべき例をあぐべし。

ちかぢか(近々) ちりぢり(散散) 入れ智慧

猿智慧 附け智慧 手ぢか(近)

はしぢか 手ぢかい(近)

弓張ぢ。やうちん(提燈) 酸漿ぢ。やうちん

緋ぢりめん(縮緬) 紋ぢりめん 馬鹿ぢ。から

貰ひぢち(乳) 鼻ぢ。(血) 葉ぢ。やや(茶屋)

飯ぢ。やわん(茶碗)

等は「ち」の連濁音なるが、これを「じ」とかけ、而してこれを解き還元する時に、

「近」は「しか」 「近い」は、「しかい」

「智慧」は「しゑ」 「提燈」は「しやうちん」

「縮緬」は「しりめん」 「力」は「しから」

「乳」は「しち」 「血」は「し」 「茶屋」は「しやや」

「茶碗」は「しやわん」

とならざるべからず。又

つきづき(月月) 三日づき(月) つねづね(常常)

松葉づゑ(杖) 箱づめ(詰) 立つま(棲)

- 馬鹿づら(面) 驚づかみ(摺) 丸づか(塚)
- 小づかひ(小遣、小使) 手づかへ(支)
- 条件づき(付) 利札づき 醬油づけ(漬)
- 胴づき(搗) 手づくね(捏) 鬼づた(鳶)
- 木づち(槌) 小づつ(筒) 紙づな(綱)
- 小づの(角) 手づよい(強) 氣づよい(強)
- くろづる(鶴) 鍋づる(鉉) こづらにくい
- 三人づれ(連)

等は「つ」の連濁なるが、これも亦「ず」とかかざるべからずとして、これを解体還元するとき

- 「月」は「すき」 「常」は「すね」 「杖」は「すゑ」
- 「詰」は「すめ」 「棲」は「すま」 「面」は「すら」
- 「つかみ」は「すかみ」 「塚」は「すか」
- 「つかひ」は「すかひ」 「つかへ」は「すかへ」
- 「付」は「すき」 「漬」は「すけ」 「搗」は「すき」
- 「捏ね」は「すくね」 「鳶」は「すた」 「槌」は「すち」
- 「筒」は「すつ」 「綱」は「すな」 「角」は「すの」
- 「強い」は「すよい」 「鶴」は「する」
- 「つらにくい」は「すらくい」 「連」は「すれ」

余がかくいばば、論者ありて或は「汝は強ひて反対せむが為に、詭弁を弄するなり」とはいはむ。されどこれ徒に弁を好むが為めにあらずして事実なるを如何にせむ。何となれば、上にあげたる諸例の如きはみな吾人が国語操縦上臨時に組合せて連濁を起さしめたる現象にして、日常頻繁に起る事なればなり。

今われらは瓶に詰めたるものを一語にていはむとする時に「瓶詰」の語を用ゐる。この時には瓶に詰むるものなるが故に直ちに「びんづめ」と書くは自然の事なり。これ瓶詰といふ語が必ずしも過去に成立せずともいひ得る事なり。行李に詰むれば「行李詰」といひ、箱に詰むれば「箱詰」といひ、ぶりき鐘に詰むれば「鐘詰」とも「ぶりきづめ」ともいふ。この場合の鐘詰は既成の商品の鐘詰とは意義異なり。商品の鐘詰は既に成熟せる一の名詞なり。この鐘詰は臨時につくりたる語にして固定的の語にあらず。かくの如きを吾人は国語操縦の過程中に起る臨時の現象なりといふなり。その他「風呂敷包」、「紙包」、「大包」、「小包」の「つつみ」の如きまた然り。小包郵便の「小包」は一個の成語なり。されど上の種種の「つつみ」の場合に異なり。この故にこれらの国語操縦の過程中臨時に組合せ、又は離るる語は国民の意識内に活潑に生動せるものにして、その「つめ」、「つつみ」等は合成しても又単独にても同一語にして、決して別語たる意識を生ずるものにあらず。然

るに文部省の改定案に従へば、この「つつみ」、「つめ」等上にあげたる諸例の語は自由の繰縦を阻止せらるることとならざるべからず。加之現に「智慧」なり「月」なり「杖」なりと意識せるものを「じゑ」、「ずき」、「ずゑ」と書くべしと強制したりとて果して国民の反抗を買はずして止むべきか。実にかくの如きはいふべくして行ふべからざる事なるのみならず、一は国語の組織を破るものなるべし。国語調査会には斯道の大学者を網羅せられたるに何故に連濁のこの重大事実を無視せられたるにか。これ或は連濁音といふ名称にとらはれ、ただ成熟語に存するものと認めて国語繰縦の過程に起る臨時的現象たるものあることを忘れたるによるか。なほ一步を進めて論ずれば、この連濁音を有する成語といふものは、本来この自由繰縦によりてなれる臨時的の組合せになれる語が、固定的のものとなりたる第二次的のものにして、連濁の本義はこの自由繰縦の過程に起る臨時現象にありとす。この故に若し連濁音を固定せる名詞動詞等の内部の現象に止まるといふものあらば、吾人はこれを目して未だ連濁の真相を知らざるものといはむとす。

以上の理由によりて吾人は「ぢ」、「づ」の仮名は廃棄すべからぬものなりと主張す。

第八 「くわ」の廃棄

国語調査会の改定案には「くわ」の仮名遣を廃止せり。これ

につれて「くわ」の音も廃止すべきことはいふまでもあらざるべし。これが廃止の理由は蓋しこの音無しといふに帰すべし。

然れども「くわ」の音の全国に多く存するは事実なり。この故にこれらの廃止を主張する人はそれが全国に存せぬといふ事と東京語に存せぬとの理由を以てこれに答へむとすべし。されど、東京語がしかく正確なるものなりや。東京語に存すると否とを以て絶対的の標準とせむことは危険なり。況んや世の文明に進むにつれて声音も亦精密になり行くは必然の事なり。東京語に無くばこれを教へて可なり。過誤を知りて強ひてそれに倣ふの要何処にかあらむ。この「くわ」は字音にのみ限られたれど、吾人はこれを廃止することの文化の進歩に逆行するものなるを思ふが故にこれに反対を表明す。

なほ従来この「くわ」の廃止を主張せる論者の中にも、字音には廃止を主張して外国語の記載にはこれを採用すべしといへるものあるを見たり。かくの如き論者は外国語の記載法を制定せむ際には必ず「くわ」の存続を主張すべきこと明なり。外国語の記載に「くわ」を用る、国語化せる字音の記載には廃すべしとせばその説自家撞着なりといはざるべからず。この故に吾人は仮にこれを廃止すとしても、そは外国語の記載法の制定と相待つものとして、これが廃止は尚早なりと主張するものなり。

第九 長音符の不合理

今、仮名遣改定案を見るに、国語仮名遣の部にありてその長音をあらはす方法を見るに、ア列長音には「ア」を長音符とし、イ列長音には「イ」を長音符とし、ウ列長音には「ウ」を長音符としたるは一貫の条理を認め得べし。然るにエ列長音には「イ」をその長音符とし、オ列長音には「ウ」をその長音符とせることの理由如何。これ決して表音的といふことを得ざるなり。そのかくするに到りし理由は恐らくは字音の末尾に「イ」「ウ」を用ゐるによりてこれに準拠せりといふにあるべし。然れどもこれ決して首肯すべからず。

字音の末尾に「イ」、「ウ」を用ゐるは決してこれが長音符たるが故にあらず。たとへば、

英 計 制 定 寧 平 命 例 衛

の如きは、今日の発音にては、いづれもエ、ケ、セ、テ、ネ、ヘ、メ、レ、エの長呼音の如くなれるもあれば、いかにもその「イ」がエ列長音の長音符たる姿を呈せりといふべし。然れども、これらは本来その仮名の示すままに、エ列母音の次に「イ」音の来りたるさまに発音せられしものにして、決して「イ」が長音符の用をなしたりしにあらざるなり。今日にては「イ」がエの長音符の如く見ゆることありといへども、これ「エイ」、「ケイ」等の字面が発音上「エー」、「ケー」等とかはれるものにして、これも亦仮名と発音との不一致を来したりし

結果なり。この故にエ列の長音符に「イ」を用ゐるは字音の記載法に倣ふといふまでの事にして学理上の根拠あるにあらざるなり。

次にオ列長音なる字音の末尾に「ウ」字を用ゐるも亦表音主義より見れば、不合理たるなり。字音の「ウ」のオ列長音の長音符の如く見ゆるものには、二様の別あり。一はア列音の下に「ウ」のつけるものにして、

鸚 高 草 当 腦 方 盲 陽 郎 王

の如き文字なり。これらは本来は仮名の示す如く「アウ」、「カウ」乃至「ラウ」「ワウ」等の如く発音せられしものなるが、慣用久しくしていつしか上の「ア」韻と下の「ウ」音とが相影響し融合してオ列の長音の如くなりしまでのものにして、「ウ」がオ列長音たることを示す作用をなせるものにあらず。

これらの例を以て「ウ」にオの長音符たる資格ありとするは迷へるものなり。又オ列の音に「ウ」を添へたる字音あり。すな

はち 応 公 送 東 農 奉 蒙 用 樓 翁

の如き文字これなり。これらも本来は仮名の示せる如くオ列の音の下に「ウ」を添へて正しく「ウ」を発音せしものにして、決してオ列の長音にてはあらざりしなるは、字音の歴史を知るもの誰も認むる所なり。それが慣用久しきにつれて、オ列の長音の如くなりしものにして、これにも「ウ」にオの長音

たることを示す要素は無き筈なり。この故に「エイ」、「ケイ」を「エー」、「ケー」の如く発音するも、「アウ」、「カウ」、「オウ」、「コウ」を「オー」、「コー」の如く発音するも、いづれも一様の事情によるものなり。その事情とは本来仮名にて示す如くに発音せらしものが、慣用久しき間に一長音の如くなりしにて、これまた仮名遣と発音との乖離に基づくものなり。

然るに世人往々この理を忘れて「イ」をエ音の長音符「ウ」をオ音の長音符たる如く思へるは、これ即ち論者の所謂歴史的仮名遣にあらずして何ぞや。実にこれを表音主義によりてあらはさむとし、而してア列の長音に「ア」を用ゐ、イ列の長音に「イ」を用ゐ、ウ列の長音に「ウ」を用ゐる主義を以て推さば、エ列長音には「エ」を用ゐ、オ列長音には「オ」を用ゐざるべからざるは理の当然なり。然るにこれを改めむとせずして以て表音主義なりと称せむとすとも誰かこれに心服せむや。字音の「イ」、「ウ」を改むることなきは古来の慣例を重んじたりといはばいはるべきが、国語にこれを及ぼせるに至りては吾人これを評する辞なきに苦しむものなり。

字音に於いてその表音主義をば末尾の「イ」「ウ」の形式に及ぼすことなき穩当の主義をとれるものならば、国語に於いても用言の活用などに変更を施さざるを可とせずや。然るに改定案はこれらに顧慮すること無し。これを以て論ずれば字音には寛にして国語には酷なりといふ譏を免れず。よし其れら

の点は姑く論ぜずとしても、その字音の形式を国語の仮名遣に應用するに至りては、自己の論理を不徹底ならしむるのみならず、国語を以て字音の奴隸たらしむるものにあらずして何ぞや。

加之、上の如く「イ」「ウ」を「エ」「オ」の長音符として用ゐることはこれ一字一音の所謂表音主義に背馳するものにあらずや。同じ「イ」にして一方に於いては文字のままに発音し、他方に於いて「エ」の長音を示し、同じ「ウ」にして一方に於いては文字のままに発音し、他方に於いて「オ」の長音を示すこと、これ一字にして二様の音を表明するものにあらずして何ぞや。かくの如きはその表音主義の下に於いても一貫の条理なきものといはるべきにあらずや。

要するに国語調査会のこの長音符に関する点は不合理自家撞著等種々の弱点を有するものたること明かなりとす。

第十 動詞の終止形を長音と称することの不合理

改定案の国語表記通則といふを見るに、ア列、イ列、ウ列、エ列、オ列、の五列にわたりて、その長音といふものあり。この長音といへるものにつきてその実例を見るに体言、用言等雑駁なれば、今先づその動詞に於けるものにつきて論ぜむ。

先づウ列長音としてあげたる例中

くふ(食)

すふ(吸)

ぬふ(縫)

おぶふ(負)　　ゆふ(結)　　くるふ(狂)

いふ(言)

等はハ行四段活用の動詞にして、調査会案に「う」とかける所はその終止形(連体形)の「ふ」を書き改めたるなり。かくの如くなれば、ただ字面を見たるのみにては「う」と「ふ」との差のみの如くに見ゆれど、その説明を見れば、甚しき不合理の存するを見る。何となれば、吾人の見る所を以てすれば、この「ふ」はその用言の一活用形にして、音としては一個の音節の価値を有するものなり。されば「くふ」、「すふ」、「ぬふ」、「ゆふ」等は二音節よりなれる語にして、その「ふ」は事実上「う」と発音せられてあるは勿論なれど、その「くふ」、「すふ」、「ぬふ」、「ゆふ」は「く」、「す」、「ぬ」、「ゆ」の長呼音にはあらず。又「おぶふ」「くるふ」は三音節の語にして、その「ぶふ」「るふ」は二音節にして「ぶ」「る」の長呼音にあらぬは明らかなり。これらの事實は明白なる事にして何人も否定し得べきものにあらず。然るに国語調査会はこれらをすべて一の長音とせり。長音といふことは世人には軽々しく見過され易きか知らねど、これは一音節にして二音節にあらぬことを言明せるものなり。かくてこれらが二音節にあらぬことを言明せる確証は「いふ」を「ゆう」と改むべしといへるにても明らかなり。今若し国語調査会の如く、これらを二音節にあらざして一の長音なりとせば、これらの動詞の活用は如何にして説明せ

られむとするか。殊に甚しきはかの「いふ」なり。国語調査会の案によらば、「いふ」は

未然形 連用形 終止形(連体形) 已然形(命令形)

いわ　　いい　　ゆう　　いえ

とせむより外なかるべし。かくの如くにしてわが国語は甚しく不規則なりとせらるるに至らむ。「いふ」の「ふ」が「う」の如くに発音せらるることは事實なり。又その「いう」が「ゆう」の如くに聞ゆるも事實なり。然れどもこれ「い」と「う」との相互の影響による臨時の現象にして、これを以て全く仮名を改めて言語の組織を破るべきものにあらず。

次にオ列長音としてあげたる例中

うけおふ(請負)　　あらそふ(争)　　おもふ(思)

まよふ(迷)

の数語も亦ハ行四段活用の動詞にして、調査会案に「う」とかける所はその終止形(連体形)の「ふ」を書き改めたるものなり。これも亦唯字面のみを見れば、単に「う」と「ふ」との差のみの如くに見ゆれど、この説明を見、又その實際を察すればウ列長音の例中にあげたるものよりも一層不合理なるを見るべし。先づこの「うけおふ」、「あらそふ」、「おもふ」、「まよふ」等の「ふ」は本来一音節たるものにして、これが、「う」と発音せられてもなほ一音節たることを失はず。然るに調査会案はこの「う」をばオの長音符として上の「お」、「そ」、「も」、「よ」の

長呼せらるるものとせり。これ一方に於いては二音節を一長呼音とせることの既に述べたる如き不理をなせると共に、これが真に「お」、「そ」、「も」、「よ」の長呼音なりとせば、「う」を書けることの不条理なるを思はずばならず。かくてそれらは発音上明白に長呼して

うけおー あらそー おもー まよー

と呼ばざるべからざることとなるが、かくの如き発音をこれらの語に實際なす人ありや。吾人はこれを知らざるなり。加之これが、真に長音ならば、「う」をかくは人を迷はすものにして、既に述べたる如くに「お」をかくべき筈のものなり。されど吾人はこれらすべてを否定し、たとひ表音的にすとも、それらは「う」をかくべきものとして、その「う」は長音符にあらずして一音節たるを失はぬものなることを主張す。

抑も仮名遣といふものは何を目的としてあらはれたるものなりとするか、ただ発音を忠実に記載すれば足れりとするものなりや。単に発音のみを機械的に記述する目的ならば音声学の記号によるを可とせずや。されど仮名遣は国語の記載をなすものにして、単なる声音の記載にあらず。この故にこれが記載の方法は国語の法格に依拠してその範囲内に於いてなるべく発音に近きを求むるはもとより妨なしとす。然れども発音のまま記すと称して国語の法格を破壊せむが如きは断じて容すべからず。

かくてこの問題は「ふ」を「う」と改むるといふが如き一の文字の置き換へに過ぎざる如き小問題にあらずして、既にいふ如く、この「う」は長音符としての「う」なれば、「くふ」「すふ」等が二音節なりや。又「く」「す」等の長呼の一音節なりやといふ学理上の大問題を含むものなりとす。吾人は国語の語幹と語尾との関係よりして、それが二音節たるべきことを信ずると共に、それが声音上にも現実に二音節たるものにして、表音的に「う」とかくとしてもそれは「う」にて一音節をなすものなるを主張す。

この点に於いて国語調査会がその説を主張せむには、語法上の問題と発音上の問題との二重の点に於いてこれが合理的事実なることを立証して、吾人をして首肯せしむべき責任を有するものなり。

かく論じ来りて、その改定案の国語仮名遣の部の第六を見るに「う」に発音されるふはうに改める」とある例に

あらう(洗ふ) まう(舞ふ) やとう(傭ふ)

といふものあり。これによればその「う」は「ふ」の変化せるものにして、これにて一音節をなすと認めたること明かなり。而してこれらの「ふ」はハ行四段活用の動詞の終止形の「ふ」なること明かなり。然るに既に述べたる如く「ウ列長音に発音されるもの」といへる第九には

くう(食ふ) すう(吸ふ) ぬう(縫ふ)

おぶう(負ふ) ゆう(結ふ) くるう(狂ふ)

「オ列長音に発音されるもの」といへる第十の例中には

うけおう(請負ふ) あらそう(争ふ) おもう(思ふ)

まよう(迷ふ)

といへる例あり。これらの諸例の「くう」、「すう」等が長呼音にあらざして二の音節たることは既に論ぜし所なるが、今国語調査会はその第六の例に於いて吾人が論ぜし如く、二音節と認めたる証を残せり。然るに一方に於いては同様のものを長呼の一音節とせること上の如し。見よ。

あらう まう やとう

の場合には「らう」、「まう」、「とう」が二音節にして

くう すう ぬう おぶう ゆう くるふ うけおう

あらそう おもう まよう

等の場合には、同じハ行四段活用の終止形にして、それらの

二字が一音節たるの理由果して存するか。ことに

やとう

の場合と

うけおう あらそう おもう まよう

の場合とは共に終止形の「ふ」の変形せる「う」にして、上の音が共に「オ」列の音なるに、一方は二音節にして一方は一音節なるの理由は、吾人の如何にしても首肯し得ざる所なり。こ

れを以て察するに、国語調査会のこれらの音韻の説明はただ一時の思ひ付きにして深き根柢なきものにあらざるなきかを疑ふ。

第十一 形容詞の連用形を長音とせることについて

次にオ列長音といへる中にあげたる次の例

あかう(赤) ちかう(近) ながう(長)

あさう(浅) くさう(臭) いたう(痛)

かたう(堅) つめたう(冷) あぶなう(危)

こはう(強) しはう(吝) あまう(甘)

せまう(狭) はやう(早) くらう(暗)

からう(辛) あらう(粗) よわう(弱)

これらはいづれも所謂形容詞の連用形の「く」が音便にて「う」となりたるものなり。かくてそれらの語幹は

あか、ちか、なが、あさ、くさ、いた、かた、つめた、

あぶな、こは、しは、あま、せま、はや、くら、から、

あら、よわ、

等なる事実は、日本人として知らざるものあるまじ。而してその連用形が本来「く」にして、その形は

あかく、ちかく、ながく、あさく、くさく、いたく、かた

く、つめたく、あぶなく、こはく、あまく、せまく、はや

く、くらく、からく、あらく、よわく、

の形にて現に日常使用せられてあるはいふまでも無し。この「く」が音便にて臨時に「う」となることも、理論はさておき、事實は国民周知の事なり。かくてこの「う」が附属する場合に上の語幹の「ア」韻が「う」の影響を受け、「う」も亦上の影響を受け相反映して「オ」韻の音に近づきてあることも事實なり。かくてこの場合に於ける発音がオ列音の長音となれりと思へば、こは発音のままに「こお」、「そお」といふ如き文字を用ゐるべき筈なり、然るにここにはその長音符として「う」を使用せり。この故に調査会案にてはこの「う」も亦音便の「う」をあらはすものにあらずして、長音符としての「う」なればその価値は全く別なりとす。

ここに於いてか問題生ず。この音便といふものは本来発音上の一時の現象にすぎざるものなり。しかもこれらはたとひ一時の現象たりといへ、「く」の変形なる以上明に語幹と語尾との關係を有するものなり。今調査会案の如くにせば、その語幹に変化を来すのみならず、語幹の長呼によりて一の活用形をなすこととならざるべからず。かくてこれと同時に國語の法格の上に重大なる變動を呈するに至らむ。この故に調査会がこれを主張する以上、同時に形容詞の法則の上に如何なる改革を加ふべきかの合理的説明を下さざるべからず。仮名遣を改むと称して語法をやぶりてそのままにあるべきにあらざればなり。

第十二 四段活用動詞の未然形に「う」のつけるものについて

國語の仮名遣改定案のオ列長音といふものの例中

あはう(逢)	かはう(買)	まはう(舞)
さかう(咲)	きかう(聞)	いそがう(急)
はなさう(話)	かへさう(返)	ちらさう(散)
うたう(打)	かたう(勝)	たたう(立)
しなう(死)	あそばう(遊)	とばう(飛)
はこばう(運)	あゆまう(歩)	やすまう(休)
たのまう(頼)	いのらう(祈)	かへらう(帰)
とほらう(通)		

の諸例は、四段活用(奈行良行変格活用をも含む)の動詞の未然形にこの所謂助動詞「う」のつきたる場合のものなり。而してその未然形の「ア」韻なる音と「う」とが相互の影響によりて「オ」韻の長呼の如くになれるは事實なり。されど、これあるが為に動詞の語幹をまで「おう」、「こう」、「そう」、「とう」、「う」、「ほう」、「もう」、「ろう」等と書き改めざるべからざる理由は成立せず。況んや調査会の改定案の「う」は一の所謂助動詞にあらずして、ただの長音符なること明かなれば、同じく「う」を用ゐたりとも世人の用ゐる「う」とは学理上全く別のものなり。かくてこの「おう」、「こう」、「そう」等は動詞の活用に変動を

與へて、新にオ列長音なる一活用を設くることとなれるなり。この故に調査会のこの案は従来四段活用と称したりしものを五段活用とするものにして、名は仮名遣の改定に止まるが如しといへども、実は語法上の改革を企つるものなり。さればこれに対して吾人は仮名遣の問題としてこれを決定するはその問題の範囲外に逸したるものと認め、必ず先づ語法上の問題として論決すべきものとし、これを仮名遣改定案の中より除き、別に慎重なる論議を経べきものなりと主張す。仮名遣の改定の名によりて語法の改革を行はむとするが如きは、そが仮りに無意識に行はれたる事なりとすとも、国語調査会の為に断じて賛成すべき所以を知らず。

余がかく論ずれば、国語調査会は前の国語調査委員会の草案なりし口語法の中に五段活用を建てありしによりて或はこれを既定の事なりといはむか。かの口語法は審議中にして議決を経ざりしものにして、その間に官制廃止となりしを、後に文部省の名によりて出版せしまでのものなれば、何等の権威あるものにあらず。且つ又実際にかの口語法が世間に如何に取扱はれてあるかを知るものは、五段活用が既定の事実なりなどといふことは思ひもよらぬ事実なるをさとるべし。

第十三 名詞又は用言の語幹中に長音なりとて改めたるものについて

国語調査会の改定案に長音なりと称して名詞の中間又は末

尾の音の文字を改めたるものの中に、長者と認むべからぬものあり。

「ゆふだち」を「ゆうだち」 「きのふ」を「きのう」

「ふくろふ」を「ふくろう」

等の「ふ」は現実の発音にては「う」となるはもとより事実なり。されど、これが一音節たることを失へるにはあらざるものなり。この故にこれを上の「ゆ」、「の」、「ろ」と合せて一音節とし「ゆ」、「の」、「ろ」の長音とすることは事実には反するものなり。又

「おほかみ」を「おうかみ」 「おほやけ」を「おうやけ」

「こほろぎ」を「こうろぎ」 「ほほづき」を「ほうづき」

「ほほ」を「ほう」 「ほほのき」を「ほうのき」

とせるは如何。これらの「ほ」が発音上「お」の如くなれるは事実と認むとせむも、その音を成すに「う」を用ゐてこれをあらはし、同時にこれを上の「お」、「こ」、「ほ」等の長音とせることは首肯すべからず。これらは既にいへる如く「う」の字の価値の上に不合理あると共に、二音節を一音節とせる誤あるが故に、二重の過誤ありとす。

次に同じき事が用言の語幹中にも行はれたり。即ち

「おほい」を「おうい」

「おほきい」を「おうきい」

「とほい」を「とうい」

「しおほせる」を「しおうせる」

「とどろほる」を「とどろうる」

「とほる」を「とうる」

「もよほす」を「もようす」

の「ほ」は事実上「お」と発音せらるるとも、これが一音節たることは疑ひなきところなるが、それらを長呼の一音節とせることは事實にあらざるのみならず、長呼の音なりしとしても、これを「う」にてあらはすことは発音を忠実に示さざるものなり。この故に国語に心得なきものをして文字通りにこれらを発音して、

お。う。か。み、お。う。や。け、こ。う。ろ。ぎ、ほ。う。づ。き、ほ。う、ほ。う。の。き、お。う。い、お。う。き。い、と。う。い、し。お。う。せ。る、と。ど。こ。う。る、と。う。る、も。よ。う。す

と発音せしめ、以て国語を乱る虞なしとせず。この故にこれらは実地問題としても理論上よりしても賛すべき所以を知らざるなり。

以上数項にわたりて説く所を見て、調査会が国語の長音と認めたるものには種々の不合理と矛盾と難問とを包含するをさとるべし。この故に調査会は宜しくその国語の長音の仮名遣といふものを解放して、これを二音節と認め、それと同時に

に国語の法格を破る如き点は、すべてこれを撤廃すべし。

第十四 ウ列拗音の長音として示せる例は拗音にあらず

国語調査会が国語仮名遣の中に、国語のウ列拗音の長音なりと示せる例を見るに、

「し。う。と」を「し。ゆ。う。と」 「し。う。と。め」を「し。ゆ。う。と。め」

とせるあり。この場合の「し。う」は吾人の耳に「し。ゆ。う」の如く聞ゆることあるは吾人必ずしもこれを否認せず。然れども、吾人はこれを以てこれを拗音となり果せたりとは認むる能はざるなり。これらは上の「し」音と下の「う」音との接触によりてその音が相互に関渉を起し、その「し」より「う」に遷移する際に拗音の如き現象を呈するに至るは自然の事なれど、これが拗音に変化し、二音節の資格を失ひ一の長音となれりとは認むべからず。

次に

「おほきう」を「おうきゆう」

「あたらしう」を「あたらしゆう」

「かなしう」を「かなしゆう」

「すずしう」を「すずしゆう」

と改めたるあり。これらは形容詞の連用形の「く」が音便によりて「う」となりたるものなれば、それらを「う」とかくことは

古来の定則たり。これを以て卒然として見れば国語調査会案の

おうきゆう、あたらしゆう、かなしゆう、すずしゆう。

の「う」と同じやうに見らるべけれども、その文字の価値は全然別なり。形容詞の音便の「う」は一音節の価値を有するものにして一の文字たる資格を具有するものなれど国語調査会の「う」は所謂拗音の長音の記号たるに止まり、いはば棒引の「ー」と大差なき附屬的記号に過ぎざるなり。ここに於いて問題はその形容詞の連用形の音便が「う」にありや又「きゆ」「しゆ」にありやといふ点に移るべし。然れども吾人は形容詞の音便が

大きゆ、涼しゆ、新しゆ、悲しゆ、

となることの所以を知らず。或は又別に「きゆ」「しゆ」の活用が、形容詞に新に生じたりといはざるべからざるに至らむ。かくなれば、わが国語学上に形容詞の法格の上に一大變動を起し、たとへば「大きい」といふ語につきては

おほきく、おほきゆ、おほきい、おほきけれ

の如き形式を認めざるべからず。かくてこれら形容詞の語幹は

おほき、おほき。

の二様ありといはざるべからず。上述の如く拗音の長呼音なりといふ論を主張せむものは、これらの事を肯定するに足る

べき立証をなすべきなり。この立証をなさずしてこれを国民に首肯せしめむとするが如きは不可能の事に属す。

この

おほきう、あたらしう、かなしう、すずしう。

の「き」「し」と「う」との間の音の相互の關係によりて拗音の如き感を起すことあるは既にいひたる如く事實なり。されど、拗音とは二重の母音のありて一に成熟せる一個の音節を示すものにして、かくの如き一時の仮現的現象をまで一の成熟せる音節となすことは未だかつて聞かざる所なり。かくの如き二音の関涉によりて起る一時の現象は他にも存し、しかも頗る頻繁なるものなれば、かかる一時の現象をも一一特別の記号にてあらはさむと欲せば、上に述べたる如く声音学的記号を用ゐるの外なきなり。然るに、ここに至りては極端なる音の機械的写実を主張して国語の法格を破壊するを顧みずして、他面には「は」「を」「へ」の如き古来の仮名遣を保存せるが如きは、吾人その真意の奈辺に存するかを知るに苦むものなり。

第十五 結 論

今回の改定案の目的如何といふことは吾人その明示せられたるを知らねば遽に付度し難しといへども、その案に一貫の条理なく学理上の根拠なくして一方に極端なる表音主義をとりて国語の法格を無視するかと思へば、他方には全く旧来の仮名遣を保存せり。而してその末尾の音の仮名遣に至りては

字音に於いては全く旧式を墨守し、国語に於いては条理一貫せず。而して従来国民間に殆ど誤りなく行はれ来れるものをも改めたること、上來述べし所によりても明らかなるべし。

吾人はなほ仔細に各語の用例につき論せば論すべきこと無きにあらざれど、この案の大体の価値既に上述の如くなれば今更論じ立つるまでもあらざるべければ、ここに結論を述べむと欲す。

要するにこの改定案は學術上の根柢を欠けるのみならず、国語の法格を破壊し国民の習慣を無視するものなるを以て吾人は総括的にこれが廃棄を望み、又漢字全廃の行はれむまではかかる企を見合せられむことを望むものなり。而して将来に於ける漢字全廃の可否は吾人ここに絶対的に中立の態度をとるものなるを声明す。然れども若し現代直ちに漢字を全廃すべしといふ論あらば、吾人は国民生活の現状よりしてこれに反対することを予め言明す。而して今の改定案の如きは漢字全廃の前定にあらざる以上、全く不急の事業たること既に述べたる所なり。

然れども人ありてこの案の如きが、初等教育に必要ななりといふものあらむ。かくの如きことをば初歩の教育に於いて正しき仮名遣を教ふる予備の方便として教育者の行ふことは、必ずしも咎めざる所なれど、これあるが為に、仮名遣を改定すべしといふが如きは本末を顛倒せる論なり。

惟ふにわが国語国文を整理するが如きは、一の極めて重大なる国家及び民族の問題にして一朝一夕の事業として成就すべき軽微の問題にあらず。吾人の望む所は国家が永久的の機関を設け、百年若くは五十年以上の計画を以てしてその事業を起し、時間的には過去より現在にわたりてこれを調査し、空間的には現代の各地方に行はるる語より各関係語族に至るまでの調査を施し、以て国語の歴史と現状とを明かにし、しかして後徐ろに将来の国語を如何にすべきかの問題を解決すべし。かくの如き大事業はたとひ非凡の大学者ありといふとも一二少数の学者のよくすべき事にあらねば、国家は宜しく別に国費を投じて多数の国語学者の養成に努力すべし。かくの如くせばかの明治時代に法典編纂の大事業の成就せしが如く国語整理の大事業も大成すべし。今の如く二三の国語学者あるのみにして後継者なく、たまたま国語学を専攻するものも上下の圧迫に遭ひて驥足を伸すこと能はざるが如き時代にありては如何にしてこの大問題の解決せらるべきか。余は衷心よりして国家の為にかくせざればわが国語問題の眞の解決は決して期待せらるべきにあらざるを信するものなり。人或は五十年百年といはばその長きに驚かむ。五十年は人一人の生命期間に過ぎず。過去数百年間放棄せられし問題を五十年百年にして眞に解決するを得ば寧ろ僥倖といはむ。何の長きに驚かむ。見よ、水戸の大日本史は二百年の継続事業たりし

にあらずや。又今の史料編纂事業の如きはその編纂方法は必ずしも吾人の賛成する所にあらずといへども、既に五十年を経た、なほその成績半に達せざるにあらずや。わが国語問題の根本的解決の如きは決して短時日の間に行はれ得べき軽微の問題にあらず。短時日の間に少数の学者の手によりてこれを解決せむとするが如き事あらば、その事常に失敗に終るのみならず、これが為に国費を徒消するに止らむ。切に当局の反省を望む。